

平成21年11月2日
経済産業省
原子力安全・保安院

中部電力株式会社浜岡原子力発電所第3号機の第16回定期検査 について

原子力安全・保安院は、電気事業法第54条第1項の規定に基づき中部電力株式会社浜岡原子力発電所第3号機の定期検査を行っておりました。このたび、全ての検査が終了したと認められたことから、電気事業法施行規則第93条の3の規定に基づき定期検査終了証を交付しましたので、お知らせいたします。

1. 施設の名称

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所第3号機
(昭和62年8月運転開始)

2. 検査期間及び定期検査終了証交付日

平成21年6月14日～平成21年10月30日(交付日)

3. 検査の方法及び結果

設置者が行う定期事業者検査に立ち会い、又はその記録を確認することにより、設置者が適切な検査要領書を定め、これに則り定期事業者検査を実施していることを確認するとともに、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認した結果、当該電気工作物は技術基準に適合していた。

4. 今定期検査期間中に実施された主要工事等

(1) 主要工事

- ・窒素供給配管取替工事
- ・スクラム地震計設定値の変更

(2) その他

- ・駿河湾の地震に伴い、機器設備の点検、評価を行い、設備の健全性を確認した。(平成21年8月～9月)

なお、結果の詳細については、原子力安全委員会への四半期毎の報告時に公表する予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也
担当者： 石垣、熊谷

電話(代表) 03-3501-1511(内) 4871

(直通) 03-3501-9547